

◆御依頼日：4月30日

◆御依頼内容

よきサマリア人の法（「災難に遭ったり急病になったりした人などを救うために無償で善意の行動をとった場合、良識的かつ誠実にその人ができることをしたのなら、たとえ失敗してもその結果につき責任を問われない」という趣旨の法）を導入している国（州）と、それら法律の概要

標記の御依頼につきまして、以下の資料を御提供いたします。

### ○Good Samaritan doctrine（よきサマリア人の法理）

英米法辞典（【資料1】）は、「Good Samaritan doctrine（よきサマリア人の法理）」について、「コモン・ローのもとでは、一般人は他人を救助する義務を負わない。しかし救助に着手した者は、その状況に応じた注意を払って行為する義務を負う。Good Samaritan doctrine は、救助行為を勧奨するために、救助者は救助の結果について、重過失がなければ責任を負わないとする。…」と説明しています。

### ○各国で導入されている「よきサマリア人の法」

#### 1. アメリカ

##### (1) 救助行為に関する法

アメリカでは、救助行為に関する「よきサマリア人の法」が州ごとに制定されており、現在では全50州及びコロンビア特別区が「よきサマリア人の法」を有しているとされています（【資料2, p.46】）。

各州の法律は、ボランティアとして緊急状態にある人に救命手当を実施した人に対し、それに関する民事責任を免除するという点で共通しています（【資料3, p.70】）。しかし細かな要件等は州によって異なり、例えば、①免責の対象を、医療従事者や消防隊員・警察官などに限定しているか、全ての人としているか、という点に違いが見られます。そのほか、②「誠実に（in good faith）」という要件があるか、③「無償で（without compensation 又は gratuitously）」という要件があるか、④支援義務を課しているか、等にも違いがあります（【資料2, p.47】）。

①について、原則的に免責の対象を限定している州の例として、アラバマ州では、被救助者が心停止している又は心停止していると思われる場合を除き、医師や消防隊員、警察官などの救助の専門家に対象を絞り、善意かつ無償で救命行為を行った場合の民事責任を否定しています（【資料3, p.71・資料4】）。規定の詳細については【資料5】を御覧ください。一方、免責の対象を限定していない州の例として、アラスカ州では、病院その他の場所において、緊急の救命行為を要すると認められる人に対し、それを実施したすべての人に対し、免責を認めています（【資料3, p.71】）。規定の詳細については【資料6】を御覧ください。

また④について、支援義務を課している州の例として、バーモント州があります。バーモント州では、重大な身体的危害を負った人に対する支援義務を課した上で、支援した者について、

免責を定めています（【資料4, p.3】）。規定の詳細については【資料7】を御覧ください。

また、連邦法として、航空機内で医療的緊急措置が必要になった場合の医療従事者の処置等の免責を定めた法律（Aviation Medical Assistance Act: AMAA）（【資料8】）や、AEDの使用によって傷害が生じた場合の、AEDの使用・入手者の免責について定めた法律（Cardiac Arrest Survival Act）（【資料9】）が制定されています。

## （2）その他の法

薬物の過剰摂取者を減らすための対策として、当事者やその目撃者が緊急通報をした場合の免責等を定める法律が47州及びコロンビア特別区で制定されています。免責等は、薬物関連犯罪で告発されない、又は刑が減刑される、といった形で行われます（【資料8・資料10】）。

また、「ビル・エマーソンよきサマリア人食料寄附法（Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act）」（連邦法）は、善意の余剰食品寄附に意欲的な食品関連企業や食料生産者、フードバンク等に係る幅広い人たちの篤志活動について、故意や重過失がない限り、寄附した食料品などがもとで損害が発生したとしても、民事や刑事上の法的責任を問われることはないことを明らかにしています（【資料11, p.19】）。

## 2. カナダ

緊急時の救助行為を自主的に行った者に対する免責を定めた「よきサマリア人の法」が、全ての州及び準州で制定されています（【資料12】）。

そのほか、「薬物過剰摂取に関するよきサマリア人法（Good Samaritan Drug Overdose Act）」（連邦法）が2017年に制定されています。同法は、薬物の過剰摂取の当事者や目撃者が緊急通報をした場合に、例えば薬物の所持について告発しないといった法的保護を与えるものです（【資料13】）。

また、寄附した食品によって損害を引き起こされた場合の寄附者の免責に関する規定が、州ごとに定められています（【資料14, pp.4-7】）。

## 3. イタリア

イタリアでは、「よきサマリア人法」と称される社会福祉を目的とした食品の流通に関する規則により、余剰食品を寄附した農業食品事業者は、重大な過失がない限り、食品の配布を受ける最終受益者に対する責任が免除されることが定められています（【資料15】）。

### 【御提供資料】

- ・資料1 田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.385.
- ・資料2 小西敦「緊急事務管理規定とよきサマリア人法の必要性」『国際文化研修』24(4), 2017.春, pp.46-51. <<https://www.jiam.jp/journal/pdf/95-05-01.pdf>>
- ・資料3 樋口範雄「よきサマリア人法（日本版）の検討」『ジュリスト』1158号, 1999.6.15, pp.69-71.
- ・資料4 Rod Brouhard, “Do All States Have Good Samaritan Laws?” 2020.9.17 updated. Verywell Health website. <<https://www.verywellhealth.com/do-all-states-have-good-samaritan-laws-1298836>>
- ・資料5 “Code of Ala. §6-5-332. Good Samaritans.” (Lexis Nexis (法令データベース) から打

ち出し)

- ・資料6 “Alaska Stat. §09.65.090. Civil liability for emergency aid.” (Lexis Nexis (法令データベース) から打ち出し)
- ・資料7 “12 V.S.A §519. Emergency medical care.” (Lexis Nexis (法令データベース) から打ち出し)
- ・資料8 Brian West and Matthew Varacallo, “Good Samaritan Laws,” 2020.9.20 updated. National Center for Biotechnology Information website <<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK542176/>>
- ・資料9 H. Woodruff Turner, “Owner Liability for Automated External Defibrillators in Pennsylvania,” 2003.9. <[https://files.klgates.com/files/publication/69eaf3a3-1ae6-4bfb-a93a-f418fdf5ca26/presentation/publicationattachment/6deac760-1d4a-4981-ba9b-18ec867fdb2a/update\\_1002.pdf](https://files.klgates.com/files/publication/69eaf3a3-1ae6-4bfb-a93a-f418fdf5ca26/presentation/publicationattachment/6deac760-1d4a-4981-ba9b-18ec867fdb2a/update_1002.pdf)>
- ・資料10 GAO, “DRUG MISUSE: Most States Have Good Samaritan Laws and Research Indicates They May Have Positive Effects,” 2021.3, pp.10-17. United States Government Accountability Office website <<https://www.gao.gov/assets/gao-21-248-highlights.pdf>>
- ・資料11 石村耕治「余剰食料寄附促進法制と税制の日米比較～食品関連企業の社会貢献と余剰食料寄附の促進」『白鷗法学』21(1), 2014.12, pp.1-31. 白鷗大学機関リポジトリ <[https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=1982&file\\_id=21&file\\_no=1](https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1982&file_id=21&file_no=1)>
- ・資料12 “Ask a lawyer: Good Samaritan,” Canadian Nurses Protective Society website <<https://cnps.ca/article/ask-a-lawyer-good-samaritan/>>
- ・資料13 “About the Good Samaritan Drug Overdose Act,” 2021.5.12 modified. Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/opioids/about-good-samaritan-drug-overdose-act.html>>
- ・資料14 National Zero Waste Council, “Food Donation and Civil Liability in Canada,” 2018.4. <<http://www.nzwc.ca/Documents/FoodDonation-LiabilityDoc.pdf>>
- ・資料15 上田暁子「食品廃棄物削減に向けた政策とスタートアップの動向」2020.1.15. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/97316b649e58cfe7.html>>

担当：行政法務課 越田（内線：衆議院から 98-22100 / 参議院から 970-22100）